

○小田原市附属機関設置条例

別表（第 2 条関係）

昭和 54 年 3 月 26 日条例第 1 号

最終改正 令和 6 年 3 月 31 日条例第 11 号

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
	【廃 止】 小田原市子 ども・子育て 会議	子ども・子育て支援事業計画及び子ども・ 子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内
	【設 置】 小田原市こ ども・若者 施策会議	小田原市こども計画並びにこども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

(案) 青少年 ⇒ 若 者

○小田原市青少年未来会議条例を廃止する条例

小田原市青少年未来会議条例（昭和 3 1 年小田原市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由) 青少年未来会議と子ども・子育て会議に代わる新たな審議体である（仮称）

こども・若者施策会議を令和 7 年度に設置することに伴い、条例についても
制定するため、青少年未来会議条例については廃止する。

○小田原市こども・若者施策会議条例施行規則

令和7年4月1日規則第 号

小田原市こども・若者施策会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)

第2条の規定に基づき設置された小田原市こども・若者施策会議(以下「こども・若者施策会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 こども・若者施策会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項に規定する合議制の機関とする。

3 こども・若者施策会議は、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条に規定する市町村青少年問題協議会とする。

(所掌事務)

第2条 こども・若者施策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) こども計画を審議すること。

(2) こども、若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項

(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項から第3項までに掲げる事務に関すること。

(4) 青少年の健全育成に関する総合的施策の推進につき必要な事項を調査審議すること。

(5) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。

(6) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、こども、若者及び子育て支援に関する必要な事項に関すること。

2 こども・若者施策会議は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(委員)

第3条 こども・若者施策会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 こども・若者施策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) こども・若者
- (2) こどもの保護者
- (3) こども、若者及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者
- (5) こども・若者、子育て支援及び青少年の健全育成に関し学識経験のある者
- (6) 公募市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 こども・若者施策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、こども・若者施策会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 こども・若者施策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 こども・若者施策会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 こども・若者施策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 こども・若者施策会議に分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。
- 4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会における調査審議の経過及び結果をこども・若者施策会議に報告しなければならない。
- 5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員の互選により、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、分科会の会議について準用する。

(関係者の出席)

第7条 こども・若者施策会議において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 こども・若者施策会議の事務は、子ども若者部子育て政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、こども・若者施策会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・若者施策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。